

# 税関前歩道橋リニューアル事業

## 募集要項

令和6年9月

神戸市

# 目 次

1. 募集要項の位置づけ.....	1
1.1 事業内容に関する事項.....	1
2. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	3
2.1 事業者の募集及び選定の方法.....	3
2.2 募集及び選定スケジュール.....	3
2.3 募集手続き.....	3
2.4 入札参加資格等.....	8
2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項.....	8
2.6 優先交渉権者決定後の手続き.....	10
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	11
4. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	11
5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	11
6. 本事業に関する担当部局（各種資料提出先）.....	11

## 1. 募集要項の位置づけ

本募集要項は、神戸市（以下「本市」という。）が、「税関前歩道橋リニューアル事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本募集要項と一体のものである（以下「募集要項等」という。）。したがって、提出書類の作成に当たっては、募集要項等を精読の上、遺漏のないように努めること。

- ① 要求水準書
- ② 優先交渉権者選定基準
- ③ 様式集
- ④ 基本協定書（案）
- ⑤ 設計業務等委託契約書（案）
- ⑥ 工事請負契約書（案）

また、募集要項等と、先に本市が公表した「実施方針（案）」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとし、実施方針（案）に示す内容について、以下のとおり修正、読替えを行う。

・「2.1 事業者の募集及び選定の方法」に示す「施工に係る各種契約」は、「工事請負契約」に読替える。

・「2.2 募集及び選定スケジュール」に示す「価格等の交渉」の時期は「2026年2月」に読替える。

・「2.6 優先交渉権者決定後の手続き」に示す「基本契約」の締結は不要とする。

### 1.1 事業内容に関する事項

実施方針（案）は市ホームページを参照のこと。

市ホームページ：<https://www.city.kobe.lg.jp/a83166/zeikanmaehodokyo.html>

#### (1) 工事名称

税関前歩道橋リニューアル事業

#### (2) 事業目的・概要

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

#### (3) 適用する発注方式

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

#### (4) 事業目的・概要

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

#### (5) 対象施設の概要

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

**(6) 基本コンセプト等**

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

**(7) 事業期間**

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

**(8) 事業費に係る参考額**

本市は、設計業務、並びに土木工事、建築工事、昇降設備工事の施工に関して、費用を負担する。なお、事業費の参考額は、以下のとおりである。

総額：26億円程度（税込）

内訳：設計業務：1.5億円程度（税込）

工 事：24.5億円程度（税込）

**(9) 遵守すべき法令等**

要求水準書「3.2 関係法令、準拠すべき基準等及び貸与資料」のとおりとする。

## 2. 事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 事業者の募集及び選定の方法

実施方針（案）「2.1 事業者の募集及び選定の方法」のとおりとする。

### 2.2 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおり予定している。

なお、技術対話を実施する場合のスケジュールは、下段（括弧内）の月日を予定している。

2024年9月6日（金）	公告（募集要項等の公表）
2024年10月4日（金）	参加資格審査の書類受付
2024年10月17日（木）	審査結果の通知
2024年11月22日（金）	技術提案書、設計業務に関する見積書の提出
（2024年12月上旬）	技術対話の実施
（2024年12月中旬）	改善通知
（2025年1月上旬）	改善技術提案、設計業務に関する改善見積書の提出
2025年2月 （2025年3月）	優先交渉権者の決定及び公表
2025年3月	基本協定及び設計業務委託契約の締結
2026年2月	価格等の交渉
2026年6月	工事請負の仮契約
2026年9月	工事請負の本契約

### 2.3 募集手続き

#### (1) 参加資格審査に関する質問の受付

参加資格審査に関する質問を以下の要領で受け付ける。なお既設計成果に関する質問は一切受け付けない。

- ① 別紙様式集の「参加資格審査に関する質問書」（様式第 1-1 号）を用いて、質問内容を簡潔に記載し、電子メールで第 6. に示す提出先に、提出期限までに提出すること。なお、メールの件名は「質疑（参加資格審査）（企業名）」とすること
- ② メールの不受理を防止するため、質問者の負担により開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与することを原則とする。ただし、この対応が困難な場合は、電子メール送信後、電話（建設局 道路計画課：078-322-5913）で到着確認を行うこと。
- ③ 質問は電子メールのみで受け付けるので留意すること。
- ④ 提出された質問のうち、本市において確認が必要と判断したものについては、質問を提出した応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

## (2) 参加資格審査に関する質問書の提出期限及び回答

### 1) 参加資格審査に関する質問書の提出期限

令和6年9月20日（金）17時00分まで（必着）

### 2) 参加資格審査に関する質問書の回答

質問書に対する回答は、以下に示す時期までに本市のホームページにおいて公表する。

公表時期：令和6年10月2日（水）

## (3) 参加資格審査の書類受付

本工事の手続きに参加する者（以下、「応募者」と言う。）は、以下に従い、参加表明書等を提出すること。参加表明書等は単独企業又は複数の企業で構成されるグループで提出するものとし、グループで応募する場合は代表企業が提出すること。

### 1) 参加表明書等の提出期限

令和6年10月4日（金）17時00分まで（必着）

### 2) 参加表明書等の提出方法

① 提出先 : 第6.に示す担当部局

② 提出方法 : 持参又は郵送（書留または簡易書留に限る）による。

提出を持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

郵送で提出する場合は、提出期限の最終日時までに提出先に到達しておくこととする。

### 3) 提出書類

① 様式 : 様式集の様式第2-1号から第2-10号とする。

② 提出部数 : 様式ごとに各1部とする。

### 4) その他

① 書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出された書類は、返却しない。

③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とするとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

## (4) 資格審査結果の通知

本市は、応募者から提出される参加表明書等を基に、参加資格審査を実施し、その結果について、令和6年10月17日（木）に単独企業又は代表企業へ電子メール及び書面により通知する。

また、参加審査通過者を対象として、技術提案の審査に係る各種提出書類の提出の際に必要な応募者番号等も併せて通知する。

## (5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がない旨の通知を受けた者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、通知をした日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、市長に対して参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

### 1) 提出方法

- ① 提出先 : 第 6. に示す担当部局
- ② 提出方法 : 提出する書類には、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、上記提出先に書面（様式任意）にて提出すること。

## (6) 技術提案書及び見積書の受付

参加表明書等を提出した者のうち、競争参加資格を有すると認められた者に対して、技術提案書及び設計業務に関する見積書（以下、「技術提案書類」と言う。）の提出を求める。

### 1) 技術提案書類の提出期限

令和 6 年 11 月 22 日（金）17 時 00 分まで（必着）

### 2) 技術提案書類の提出方法

- ① 提出先 : 第 6. に示す担当部局
- ② 提出方法 : 持参又は郵送（書留または簡易書留に限る）による。

提出を持参による場合は、休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

郵送で提出する場合は、提出期限の最終日時までに提出先に到達しておくこととする。

### 3) 技術提案提出書類

- ① 様式 : 様式集の様式第 3-1 号、3-2 号、様式第 4-1 号、4-2 号、4-3 号、4-4 号、4-5 号、様式第 5-1 号とする。
- ② 提出部数 : 以下のとおりとする。
  - ア 技術提案書は、様式第 3-1 号から第 5-1 号までの様式により作成し、正本 1 部及び副本 9 部を提出すること。
  - イ 正本は、様式第 3-1 号から第 5-1 号までの全てを様式の順に一括して綴り、代表者の印鑑で割印して提出すること。
  - ウ 副本は、様式第 3-1 号から第 5-1 号までの全てを様式の順に一括して綴り、提出すること。
  - エ 図面は pdf 形式により、他は Word 形式又は Excel 形式（Windows 版で処理可能なものに限る。）により技術提案書の内容を電子データ化し、電子データを納めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を 2 部提出すること。

③作成要領 : 以下のとおりとする。

ア 技術提案書は、募集要項及び本様式集等に記載した注意事項等を踏まえて作成すること。

イ 各様式のサイズはA 3判とし、A 3判はA 4判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。

ウ 使用言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによること。

エ 技術提案書の様式の頁数は、以下のとおりとする。（図面、図表（文字の大きさは指定しないが、見える大きさとする）も含む。）が、分かりやすく、見やすい資料とすること。なお、各様式中の設問文章並びに注釈は削除しても構わない。

- ・事業に関する理解度：片面2枚（様式第4-1号）
- ・特殊な上部構造の出来形管理及び品質管理に関する提案能力：片面2枚（様式第4-2号）
- ・維持管理に備えた配慮に関する提案能力：片面2枚（様式第4-3号）
- ・第三者への影響軽減に関する提案能力：片面2枚（様式第4-4号）
- ・地域への配慮に関する提案：片面1枚（様式第4-5号）

オ 1様式の提案が、複数枚となる場合は、各様式の右端に通し番号（該当頁／全頁数）を振ること。また、各頁の左上に、様式番号を記載すること。

カ 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。

キ 金額を記入する場合は、特別の定めがある場合を除き「税抜き」とすること。

#### 4) 応募の辞退

参加資格審査を通過した者が応募を辞退する場合には、「応募辞退届」（様式任意）を本市に提出すること。

なお、提出期限、提出方法は前出の1) 2) と同じとする。

#### 5) その他

- ① 書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、競争参加資格を有するとの認定を取り消すとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- ④ 応募者名は正本のみに記入し、副本には応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記入しないこと。
- ⑤ 設計業務に関する見積書（以下、「見積書」と言う。）は、設計業務の予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。



## (7) 技術対話の実施

一次審査通過者から提出された技術提案書類の内容に疑義がある場合や設計業務に関する参考額と見積額に乖離がある場合など、本市が技術対話を実施する必要があると判断した者が1者以上ある時は、技術提案書類を提出した全ての応募者を対象として、技術対話を実施する。技術対話の実施の有無は下記 3) の技術対話の実施日までに全ての応募者を対象にメールにて通知する。

### 1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案書類（設計業務に関する見積内容を含む）に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

### 2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案書類を提出した全ての応募者を対象に実施する。

### 3) 技術対話の実施時期等

技術対話の実施時期は、令和6年12月上旬に実施する。なお、日時及び開催場所については、応募者ごとに個別に連絡する。

### 4) 技術対話実施要領

一次審査通過者を対象として、別途「技術対話実施要領」をメールにて通知する。

## (8) 技術提案書類の改善

技術対話を経て、要求水準や設計条件を満たさない場合など本市が必要と判断した場合は、品確法第17条に基づき技術提案の改善通知を行い、改善技術提案及び改善見積書の提出を求める。改善通知を受けた応募者は、改善通知内容に基づき改善技術提案書及び改善見積書（以下、「改善技術提案書類」と言う。）を提出すること。

また、本事業の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

### 1) 改善通知に係る留意事項

改善通知に係る留意事項を以下に示す。

①改善通知を行う対象範囲は、以下に掲げる4点とする。また、本市が改善通知を行うに当たっては、以下の4点に対し、どの項目に該当しているかを明確にした判定結果を書面にて応募者に通知する。

- ア 要求水準書を満たしていないと判定した項目
- イ 要求水準書を満たしていないおそれがある項目
- ウ 提案内容が不明瞭で採点が行えない場合
- エ 見積書の内容の妥当性が認められない場合

②提案内容が不明瞭で採点が行えない項目に対しては、改善通知を出した時点では、採点を行わず、改善提案書に対して、採点を行うものとする。ただし、改善通知を出した項目に連動する提案項目のみ再採点を行うものとする。

## 2) 改善通知の予定日

令和6年12月中旬を予定しており、別途メールにて通知する。

## 3) 改善技術提案書類の提出期限

令和7年1月上旬を予定しており、別途メールにて通知する。

## 4) 改善技術提案書類の提出方法

① 提出先 : 第6.に示す担当部局

② 提出方法 : 持参又は郵送（書留または簡易書留に限る）による。

提出を持参による場合は、休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

郵送で提出する場合は、提出期限の最終日時までに提出先に到達しておくこととする。

## 5) 改善技術提案提出書類

① 改善技術提案書の提出内容は、修正箇所のみでよいが、本市が要求する資料の提出に応じなければならない。

② 改善見積書の提出内容は、修正箇所のみではなく、改善見積書の一切を提出すること。

## 6) その他

① 改善書類の作成に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出された改善書類は、返却しない。

③ 提出された改善書類に虚偽の記載があった場合は、応募参加資格を有するとの認定を取り消すとともに、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

④ 応募者名は正本のみに記入し、副本には応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記入しないこと。

⑤ 改善見積書は、予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 2.4 入札参加資格等

実施方針（案）「2.4 入札参加資格等」のとおりとする。

## 2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項

### (1) 事業者選定委員会の設置

実施方針（案）「2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項」のとおりとする。

## (2) 優先交渉権者の選定方法

実施方針（案）「2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項」のとおりとする。  
なお、技術提案に関する評価基準は、別紙優先交渉権者選定基準による。

## (3) 審査結果の公表

実施方針（案）「2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項」のとおりとする。

## (4) 提出書類の取扱い・著作権等

実施方針（案）「2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項」のとおりとする。

## (5) 技術提案の評価結果に係る説明の請求

技術提案の評価結果について不服のある者は、評価結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、市長に対して評価結果について説明を求めることができる。

### 1) 提出方法

- ① 提出先 : 第6.に示す担当部局
- ② 提出方法 : 提出する書類には、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、上記提出先に書面（様式任意）にて提出すること。

### 2) 本市からの回答

本市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 2.6 優先交渉権者決定後の手続き

### (1) 優先交渉権者の選定と通知

実施方針（案）「2.6 優先交渉権者決定後の手続き」のとおりとする。

### (2) 基本協定の締結

実施方針（案）「2.6 優先交渉権者決定後の手続き」のとおりとする。

### (3) 設計業務委託契約の締結

実施方針（案）「2.6 優先交渉権者決定後の手続き」のとおりとする。

### (4) 設計及び価格協議

実施方針（案）「2.6 優先交渉権者決定後の手続き」のとおりとする。

### (5) 価格交渉

実施方針（案）「2.6 優先交渉権者決定後の手続き」のとおりとする。

### (6) 工事請負契約の締結

優先交渉権者は、価格交渉を経て、見積額が予定価格を下回った場合は、本事業の施工に係る工事請負契約を本市と締結する。

### 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

実施方針（案）「3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項優先交渉権者決定後の手続き」のとおりとする。

### 4. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

実施方針（案）「4. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項」のとおりとする。

### 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

実施方針（案）「5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」のとおりとする。

### 6. 各種資料提出部局

神戸市 建設局 道路管理課

住 所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所 4 号館 7 階

E-mail：[zeikanmae@office.city.kobe.lg.jp](mailto:zeikanmae@office.city.kobe.lg.jp)

市ホームページ：<https://www.city.kobe.lg.jp/a83166/zeikanmaehodokyo.html>